

阪神地方概況

相場日表 米穀日表 日取
3.05 x 2.8 = 85.40

家賃三割の場合

85.40 x 0.3 = 25.62

月収より家賃を減ずれば

85.40 - 25.62 = 59.78

家賃四割の場合

85.40 x 0.4 = 34.16

月収より家賃を減ずれば

85.40 - 34.16 = 51.24

因島工場職工

工場社長の場合

14.24 x 2.50 = 35.60

土生町借家の場合

14.24 x 1.1 = 15.66

在り依り兩者家賃を差引ける残額を見れば

51.24 - 35.60 = 15.64

79.24 - 51.24 = 28.00

即ち之を以て見ると因島工場職工は職工中吾國第一の高給を取つてゐる阪神地方の者より、貳拾壹円九拾六錢乃至貳拾八圓の一箇月収多き事と同様に生活上の余裕

を生ずる訣あり。

斯の如くは尚彼等は饑饉瀕死者なりや、小學兒童を林枝せめせざるべからざるか、工場、彼等に対する態度暴虐なりや、然りとすれば先王述べたる壹千五百二十七工場其従業員七十五人は既に白骨と化し、雇はざるべかりやるなり。

一方被服類化粧品等、於ては稍高價を乞ふべし、食を食す於ては之を阪神地方に比する時は決して高價なりと言ふを得べしなり。然し全職工是千五百中、後發場約四百廣島縣約八百、此内因島並に村

岸並に島は原籍を有する者大部分を以て工場より退場後自宅に於て農業に従事する者なり又斯からず。之を阪神地方の職工に比する時は生活上更に健全なりと言ふべしを得べしなり。

尚工場に於ては被等の生活難を緩和せんが爲め、廣島縣廳並に香川縣庁の補助に下り、昨年五月より藤細工講習會を三回に亘りて開催し、藤衣の副業を奨励し、ありて之を修め、家庭の主婦或は子女は食事其他の家事を整理し、子供多き者をも樂しみに是分を作り得、此利益益金三十六錢、子供無き者より朝夕方迄之に従事す。